

## EUにおける「タクソノミー」の動向 —スクリーニング基準の策定状況と今後の見通し—

堀尾健太

電力中央研究所 社会経済研究所

富田基史

電力中央研究所 サステナブルシステム研究本部

作成日 (2021年8月30日)

### 要約:

2020年7月12日、「持続可能な投資の促進のための枠組み」に関するEU規則2020/852が発効した。この規則は「経済活動が、環境的に持続可能かどうかを判断する基準」(EUタクソノミー)の確立を目的としている。EU域内の金融機関および企業は、本規則に基づいて情報開示が求められる。

本規則では、環境的に持続可能な経済活動の基準として、①1つ以上の「環境目的」に貢献すること、②他の「環境目的」を著しく阻害しないこと、③環境以外の価値（人権等の保護）を守ること（ミニマムセーフガード）、④スクリーニング基準を遵守すること、の4つを満たすことが定められた。「環境目的」としては、気候変動の緩和、気候変動への適応、水および海洋資源の持続可能な利用と保全、循環経済への移行、汚染の予防と管理、生物多様性および生態系の保全と回復の6つが定義された。

スクリーニング基準は、個別の経済活動が、特定の環境目的に貢献するか／阻害しないかを判断するための基準（例えば温室効果ガス排出量の上限など）である。これは、欧州委員会が定めることになっており、助言機関として、金融や産業界、市民社会などの代表から構成される「サステナブルファイナンスに関するプラットフォーム」等が設置された。

2021年6月4日、欧州委員会は、気候変動の緩和および気候変動への適応に関するスクリーニング基準を採択した。この中では、排出量が大きい、あるいは排出削減に寄与する9セクター（電力・ガス、運輸、製造業等）88の経済活動について基準が定められたが、セクター横断的に一律の考え方があるわけではなく、個々のセクターや経済活動の特性を踏まえたものになっている。

※本ディスカッションペーパーは、2020年8月17日に発表した「EUにおける『タクソノミー』の動向—スクリーニング基準の検討状況と今後の見通し—」(SERC Discussion Paper 20003)を、その後の動き（欧州委員会によるスクリーニング基準の採択）を踏まえて、内容を更新したものである。

**免責事項**

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、  
電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

**Disclaimer**

The views expressed in this paper are solely those of the author(s), and do not necessarily  
reflect the views of CRIEPI or other organizations.



# EUにおける「タクソノミー」の動向

## —スクリーニング基準の策定状況と今後の見通し—

社会経済研究所 堀尾健太

サステナブルシステム研究本部 富田基史

社会経済研究所ディスカッションペーパー

2021年8月30日

電力中央研究所

## 背景

2020年7月12日、欧洲連合（EU）において「**持続可能な投資の促進のための枠組み**」に関する**EU規則2020/852\***が発効した。この規則は「経済活動が、環境的に持続可能かどうかを判断する基準」（EUタクソノミー）の確立を目的としている。

タクソノミー（taxonomy）とは、元々、ギリシャ語のtaxis（組み合わせ）と nomos（規則）を組み合わせた生物学の用語で、生物を「種」や「科」などに区分する学問分野を指す。これを援用して、持続的な経済活動に関する分類方法を「タクソノミー」と呼んでいる

EUは近年、資本の流れを持続可能な投資へ方向付け、気候変動等に起因する金融リスクを管理することを狙いとして、サステナブルファイナンスの法制化に向けた取り組みを進めている。その第一歩と位置付けられているのが、このEUタクソノミーである。

\* Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2020/852/oj>

# 目的

EU域内の金融機関および企業は、本規則に基づき、環境的に持続可能な経済活動が、投資や事業に占める割合を開示しなければならない。

また、本規則に基づき、電力・ガス、運輸、製造業など、温室効果ガスの排出量が大きいセクターについて、スクリーニング基準（個別の経済活動について環境的に持続可能かどうかを判断する基準）の策定が進んでいる。

本ディスカッションペーパーでは、EUタクソノミーに関する基本的な考え方を整理した上で、スクリーニング基準の策定状況などを分析する。

本規則の制定過程については、下記報告書の第4章「EUにおける金融と気候変動」参照  
堀尾健太「EUの政策における気候変動対策の主流化—欧州グリーン・ディールに至る政策的潮流の分析」、電力中央研究所研究報告書Y19004, 2020年3月（7月改訂）  
<https://criepi.denken.or.jp/jp/kenkikaku/report/detail/Y19004.html>

## 目次

---

1. EU規則2020/852の概要
2. スクリーニング基準の策定状況
3. EU規則2020/852に基づく情報開示の実務
4. 今後の見通し

# 本資料の位置づけ

本資料は、2020年8月に公開した以下の資料を更新したものである。

堀尾健太, 富田基史「EUにおける『タクソノミー』の動向 –スクリーニング基準の検討状況と今後の見通しー」, 電力中央研究所社会経済研究所 SERC20003, 2020年8月  
<https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/discussion/20003.html>

更新の理由は、スクリーニング基準の策定が進んだためである。主な更新のポイントは以下の通り。

- スクリーニング基準の策定の動向（15頁）
- スクリーニング基準の内容の更新（16～20頁、24～25頁）
- タクソノミー規則に基づく非財務情報開示に関する基準の策定（23頁）
- 公的部門での活用に関する動向（29頁）

# 1. EU規則2020/852の概要

# 規則の目的と対象

## 目的（第1条1項）

経済活動が**環境的に持続可能かどうか**を判断する基準を確立

本文ではタクソノミーという言葉は使われていないが、本規則は一般に**タクソノミー規則**と呼ばれる

## 対象（第1条2項）

- (a) 環境的に持続可能と銘打つ金融商品<sup>\*1</sup>や社債に関し、金融市場参加者<sup>\*1</sup>や発行体<sup>\*2</sup>への要件として、EU加盟国やEUが採用する措置
- (b) 金融商品を提供する金融市場参加者
- (c) 指令2013/34/EUに基づく非財務情報の開示義務を負う企業

\* 1 「金融商品」「金融市場参加者」の定義はEU規則2019/2088に基づく

\* 2 「発行体」の定義はEU規則2017/1129に基づく

サステナブルファイナンスの文脈で整備された規則だが、**非財務情報の開示と紐づけられたこと**から、金融機関に限らず、従業員500人以上の企業も本規則への対応が求められる。

# EUタクソノミーの基本的な考え方

## 環境的に持続可能な経済活動の基準（第3条）

- a. 1つ以上の環境目的に貢献
- b. 他の環境目的を著しく阻害しない  
(does not significantly harm)
- c. ミニマムセーフガード
- d. スクリーニング基準の遵守  
(technical screening criteria)

### 環境目的（第9条）

- ① 気候変動の緩和
- ② 気候変動への適応
- ③ 水および海洋資源の持続可能な利用と保全
- ④ 循環経済への移行
- ⑤ 汚染の予防と管理
- ⑥ 生物多様性および生態系の保全と回復

EUタクソノミーでは、特定の環境目的にポジティブな影響をもたらすこと（基準a）に加えて、他の環境目的や環境以外の価値（人権等の保護）にネガティブな影響を与えないことを求めている（基準b・c）。また、個別の経済活動について判断する際の具体的な指標や尺度は、「スクリーニング基準」として定められ、その遵守が求められる（基準d）

# 環境目的への貢献

## 環境目的に貢献する経済活動（第10～15条）

6つの環境目的それについて、貢献する経済活動を定義（一部は例示を含む）  
ただし、具体的な基準の策定は欧州委員会に委任

環境目的に貢献する経済活動に加えて、以下の2つの分類も設けられ、これらも環境的に持続可能な経済活動としてみなされる

## 過渡的な活動（transitional activity、第10条2項）

気候変動の緩和に関して定義されている分類。温室効果ガス（GHG）の排出を伴う経済活動であっても、技術的・経済的に実現可能な低炭素の代替案がない場合は、段階的な排出削減などにより、温度上昇を1.5度以内に抑えるための経路と整合的な、気候中立経済（climate neutral economy）への移行を後押しする経済活動

## 可能にする活動（enabling activity、第16条）

直接的な貢献をせずとも、他の活動による環境目的への貢献を「可能にする」経済活動

# (参考) 気候変動の緩和に貢献する活動

## 第10条(Substantial contribution to climate change mitigation)1項

- (a) 再生可能エネルギーによる発電、送電、配電、蓄電、及び利用
- (b) エネルギー効率の向上（ただし、第19条3で言及されている発電を除く）
- (c) クリーンまたは気候中立なモビリティ
- (d) 再生可能な材料への転換
- (e) 炭素の回収・有効利用 (CCU) 及び回収・貯留 (CCS)
- (f) 土地による吸収の強化
- (g) エネルギーシステムの脱炭素化を可能にするインフラ
- (h) 再生可能または炭素中立な原料を用いた燃料製造

## 第19条 Requirements for technical screening criteria

3. The technical screening criteria referred to in paragraph 1 shall ensure that **power generation activities that use solid fossil fuels** do not qualify as environmentally sustainable economic activities

固体化石燃料による発電（石炭火力発電）を、環境的に持続可能な経済活動と認めてはならない

# DNSHとミニマムセーフガード

## 環境目的を著しく阻害しない（第17条）

【does not significantly harmの頭文字をとってDNSHとも呼ばれている】  
6つの環境目的それぞれについて、著しく阻害する経済活動を定義  
ただし、具体的な基準の策定は欧州委員会に委任

## ミニマムセーフガード（第18条）

タクソノミー規則の主眼は環境であるが、人権等の保護についても最低限の基準への適合が求められる

- OECD多国籍企業行動指針
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則
- 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言
- 国際人権章典

# スクリーニング基準の策定

## 策定・採択

第19条ではスクリーニング基準の要件を定めているが、その策定は欧州委員会に委任されており、委任された法行為（delegated act）\*として策定される

- ・ 気候変動の緩和と適応：2020年12月31日までに採択（2022年1月1日から適用）
- ・ 他の4つの環境目的：2021年12月31日までに採択（2023年1月1日から適用）

## 助言機関

欧州委員会への助言などを目的として、以下の2つを設置

- ・ サステナブルファイナンスに関する**プラットフォーム**  
(第20条、金融や産業界、市民社会などの代表から構成)
- ・ サステナブルファイナンスに関する**加盟国専門家グループ**  
(第24条、加盟国の代表から構成)

\*委任された法行為（delegated act）については、例えば以下が詳しい。

植月献二「リスボン条約後のコムトロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」, 外国の立法 249, 2011年9月  
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02490002.pdf>

## 2. スクリーニング基準の策定状況

# 技術専門家グループによる検討

タクソノミー規則の成立に先行して、欧州委員会が設置した技術専門家グループ（TEG、規則に基づいて設置する助言機関とは異なる）がスクリーニング基準について検討を行った

2018年7月、欧州委員会は、サステナブルファイナンスに関する技術専門家グループ（TEG: Technical Expert Group on Sustainable Finance）を設置

TEGのマンデートの1つは、タクソノミー規則に基づくスクリーニング基準のうち、**気候変動の緩和と気候変動への適応**について、欧州委員会に提言すること

2020年3月、最終報告書を公表

付属文書（Technical Annex）にてスクリーニング基準の案を提示

- 環境目的に貢献する基準（substantially contribute, **SC基準**）
- 環境目的に悪影響を与えない基準（do no significant harm, **DNSH基準**）

Taxonomy: Final report of the Technical Expert Group on Sustainable Finance

[https://ec.europa.eu/info/files/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy\\_en](https://ec.europa.eu/info/files/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy_en)

Technical Annex "Updated methodology & Updated Technical Screening Criteria"

[https://ec.europa.eu/info/files/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy-annexes\\_en](https://ec.europa.eu/info/files/200309-sustainable-finance-teg-final-report-taxonomy-annexes_en)

# スクリーニング基準の策定

**2020年10月、タクソノミー規則に基づき「サステナブルファイナンスに関するプラットフォーム」が発足**

専門家50名、EU諸機関の代表7名、オブザーバー（EU諸機関など）10名から構成  
プラットフォームのTechnical Working Groupがスクリーニング基準を検討

**2021年6月4日、欧州委員会は、気候変動の緩和と適応に関するスクリーニング基準（delegated act）を採択**

2020年11月20日にドラフトを公表した後、EU内で議論が紛糾し、ドラフトに記載された項目のうち、論争のあった天然ガスや農業などは今回採択されたスクリーニング基準から外された（これらを含むスクリーニング基準が今後別途策定される予定）

**欧州委員会が採択したスクリーニング基準は、EU理事会および欧州議会が異議申し立てをしなければ発効する（タクソノミー規則第19条）**

異議申し立ての期間は4か月（最大6か月）

異議申し立てが行われた場合、今回のスクリーニング基準は廃案となる

# 気候変動の緩和①SC基準

排出量が大きい、あるいは排出削減に寄与する9セクター、88の経済活動について、気候変動の緩和に関するスクリーニング基準を設定

気候変動の緩和に関するスクリーニング基準の概要（セクター別）※次頁に続く

## セクター 基準

<b>電力・ガス・熱供給</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力（コジェネ・熱製造（工業用の蒸気製造、地域冷暖房）についても同等の水準）           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 太陽光、風力、水力（貯水池面積あたりの発電出力が5W/m<sup>2</sup>以上）等：自動的に適合</li> <li>- 水力（上記以外）、地熱、再生可能な非化石ガス火力等：<b>ライフサイクルGHG排出量100gCO<sub>2</sub>e/kWh以下</b></li> <li>- バイオマス：指令2018/2001<sup>*1</sup>に準拠し、同等の化石燃料に対するライフサイクルGHG排出削減率80%以上</li> </ul> </li> <li>熱配給（地域冷暖房）：指令2012/27<sup>*2</sup>で定める「効率的な地域冷暖房」に該当すること</li> </ul>
<b>製造業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出が<b>EU ETSベンチマーク基準</b>（EU域内の上位10%に相当）<b>以下</b>であること</li> <li>低炭素技術製品（太陽光パネル、電気自動車など）の製造：製品が各セクター・経済活動のSC基準に適合していること</li> </ul>
<b>運輸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則的に<b>直接CO<sub>2</sub>排出がゼロ</b>だが、以下の場合も適合           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 乗用・商用車：2025年までは直接排出<b>50gCO<sub>2</sub>/km以下</b>（指令2019/1161<sup>*3</sup>と同水準）</li> <li>- 重量車：規則2019/1242<sup>*4</sup>で定める「低排出の重量車」に該当すること（最大積載量7.5トン以上）</li> <li>- 鉄道（旅客、貨物）、公共交通：<b>非電化区間等において内燃機関を併用するもの</b></li> </ul> </li> </ul>

\*1 再生可能エネルギーの比率に関する2030年までの目標と財政支援、並びにバイオマスの持続可能性基準を定めたもの

\*2 省エネルギー基準を定めたもの

\*3 公共調達におけるゼロ排出または低排出自動車の導入比率に関し、2030年までの目標を定めたもの

\*4 重量車のCO<sub>2</sub>排出基準を定めたもの

# 気候変動の緩和①SC基準

## 気候変動の緩和に関するスクリーニング基準の概要（セクター別）

セクター	基準
林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>植林・森林管理の策定・実施</li> <li>森林の炭素蓄積・炭素吸収が長期的に維持される、もしくは増加すること</li> <li>森林の永続性の担保、基準への適合の定期的な監査</li> </ul>
自然再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>湿地再生計画の策定・実施</li> <li>湿地の炭素蓄積・炭素吸収が長期的に維持される、もしくは増加すること</li> <li>湿地の永続性の担保、基準への適合の定期的な監査</li> </ul>
上下水・廃棄物・ CO <sub>2</sub> 輸送・貯留	<ul style="list-style-type: none"> <li>水供給・下水処理：エネルギー効率が一定基準以上であること</li> <li>廃棄物等：リサイクル目的の分別、金属回収、バイオガスの回収・利用</li> <li>CO<sub>2</sub>輸送・貯留：輸送時の漏出率が一定値以下、漏出検知・モニタリングが行われていること（CO<sub>2</sub>回収は排出側の経済活動に含む）</li> </ul>
建設・不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物のエネルギー効率の改善（EU加盟国の基準より一定値以上）</li> </ul>
情報・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUのガイダンスに準じたデータセンターのエネルギー効率改善</li> <li>デジタル化による他の経済活動の排出削減への寄与</li> </ul>
研究開発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクソノミー適合の活動に関する研究開発</li> <li>直接CO<sub>2</sub>回収（DAC）技術に関する研究開発</li> <li>建物エネルギー効率改善に関するサービス</li> </ul>

スクリーニング基準は、セクター横断的に一律の考え方があるわけではなく、個々のセクターや経済活動ごとの特性を踏まえたものになっている

# 気候変動の緩和①SC基準

## しきい値の考え方

電力等：2050年ネットゼロ排出に向けて、しきい値を設定（バイオ燃料のみ既存制度を参照）

製造業：既存の制度（EU-ETSベンチマーク基準）に依拠

運輸：直接ゼロ排出を志向するが、乗用車のように2025年までは何らかのしきい値を設定する場合がある（しきい値の設定には既存の制度を参照しているものもある）

## SC基準におけるしきい値と考え方（大排出セクターを抜粋）

セクター	しきい値	考え方	排出スコープ
電力・ガス・熱供給（コジェネ・熱製造も同様の水準）	自動的に適合（太陽光・風力等） 100gCO <sub>2</sub> e/kWh（水力・地熱・再生可能な非化石ガス火力等） 同等の化石燃料に対する排出削減率80%（バイオ燃料）	2050年ネットゼロ EU指令2018/2001を参照 <sup>*1</sup>	ライフサイクルGHG排出量
製造業（多排出セクター）	EU ETSベンチマーク基準（セクター内上位10%に相当）	EU規則2019/331に依拠 <sup>*2</sup>	EU ETSベンチマークのメソドロジーによる <sup>*3</sup>
運輸（乗用車の例）	50gCO <sub>2</sub> /km（～2025年） 0gCO <sub>2</sub> /km（2026年～）	EU指令2019/1161を参照 <sup>*4</sup>	直接CO <sub>2</sub> 排出のみ

\*1 再生可能エネルギーの比率に関する2030年までの目標と財政支援、並びにバイオマスの持続可能性基準を定めたもの

\*2 EU-ETSの無償割当枠およびそのベンチマークについて定めたもの。現在（第4フェーズ）は、ETSセクターの排出量を、2030年に2005年比43%減が目標

\*3 セメント、アルミニウム、溶銑、焼結鉱は直接排出のみ、電炉（炭素鋼、高合金鋼）は電力由来の排出を含む

\*4 公共調達におけるゼロ排出または低排出自動車の導入比率に関し、2030年までの目標を定めたもの

## 気候変動の緩和②過渡的な活動／可能にする活動

スクリーニング基準には、**過渡的な活動**（transitional activity）と**可能にする活動**（enabling activity）に該当する経済活動が明記されている

過渡的な活動および可能にする活動の例

セクター	過渡的な活動	可能にする活動
電力・ガス・熱供給	-	送配電、蓄電、蓄熱、水素貯留
製造業	セメント製造、アルミニウム製造、製鉄、化学	低炭素技術の製造
運輸	鉄道、自動車輸送、水運（ゼロ直接排出でないもの）、船舶等の改修	低炭素輸送インフラ
上下水・廃棄物・CO <sub>2</sub> 回収・貯留	-	CO <sub>2</sub> 輸送
建設・不動産	建物のリノベーション	再エネ・省エネ機器・EV充電機器の設置・保守
情報・通信	データセンターの効率改善	データを活用したソリューションの提供
研究開発など	-	研究開発、省エネコンサルティング

## 気候変動の緩和③DNSH基準

DNSH基準は、一部のセクターでは定量的なしきい値が提案されているが、定性的な記述も多い

DNSH基準の概要（セクター別）

セクター	DNSH基準
電力・ガス・熱供給	水力・地熱・再生可能な非化石ガス火力等及び送配電は、直接GHG排出量が <b>270gCO<sub>2</sub>e/kWh以下</b> バイオ燃料は指令2018/2001が定める排出削減基準を満たすこと
製造業	多排出産業は、EU ETSベンチマーク基準（2021-26年）の設定根拠となる <b>個別産業ごとの排出量データの中央値以下</b>
運輸	鉄道・道路貨物：化石燃料の輸送に供するものでないこと 乗用車・商用車：新車の燃費基準を定める規則2019/631が定める基準を満たすこと (2024年までは直接排出 <b>95gCO<sub>2</sub>/km以下（乗用車）・147gCO<sub>2</sub>/km以下（商用車）</b> ) 重量車：直接CO <sub>2</sub> 排出が <b>同一車両カテゴリの参照基準と同等</b> 、もしくはそれ以下であること等
林業／自然再生	国等の基準に沿った管理計画に基づき、持続可能な管理が行われること
上下水・廃棄物・CO <sub>2</sub> 回収・貯留	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理・汚泥発酵等：施設からのGHG・メタン漏出を計測・管理していること</li> <li>CO<sub>2</sub>輸送・貯留：CO<sub>2</sub>漏出モニタリング計画を実行していること</li> </ul>
建設・不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する省エネ基準等に準拠していること</li> <li>化石燃料の製造・輸送・貯蔵等を用途とするものでないこと</li> </ul>

「気候変動の緩和」に関するDNSH基準案は、「気候変動への適応」に貢献する経済活動が満たすべき基準として、「気候変動への適応」のセクションに記載されている。また、「情報通信」（気候変動の緩和に貢献するセクターの1つ）は「気候変動への適応」に貢献する経済活動には含まれていないため、当該セクターに関しての「気候変動の緩和」に関するDNSH基準案は示されていない。

### 3. EU規則2020/852に基づく 情報開示の実務

# EU規則2020/852に基づく情報開示の概要

## 金融商品（第5～7条、規則2019/2088にもとづく情報開示）

- ・ サステナブル投資（environmentally sustainable investment）を目的とする金融商品（第5条）は、どの環境目的に対して貢献するのかを特定した上で、「環境的に持続可能な経済活動」が、投資額に占める割合を含む形で、環境目的にどのように、どの程度貢献するのかを開示
  - 第2条(1)にて、“environmentally sustainable investment”は、1つ以上の環境目的に貢献する経済活動への投資を指すと定義
- ・ 環境的側面を考慮した金融商品（第6条）は、環境目的への貢献を意図している部分について、上に準じて開示
- ・ 他の金融商品（第7条）は、以下を明記することで開示対象から除外  
The investments underlying this financial product do not take into account the EU criteria for environmentally sustainable economic activities.

## 従業員500人以上の企業（第8条、指令2013/34にもとづく情報開示）

年次の非財務情報の報告において、「環境的に持続可能な経済活動」が、売上と費用（資本的支出、運営費）に占める割合を開示（次頁参照）

# EUタクソノミーと非財務情報開示

**2021年7月6日、欧州委員会は、規則2020/852第8条および指令2013/34に基づく  
非財務情報開示に関する基準 (delegated regulation) を採択**

年次報告等における「環境的に持続可能な経済活動」に関する情報開示の基準を、  
非金融業の企業 (non-financial undertakings) と金融機関 (financial undertakings) それ  
ぞれについて定める

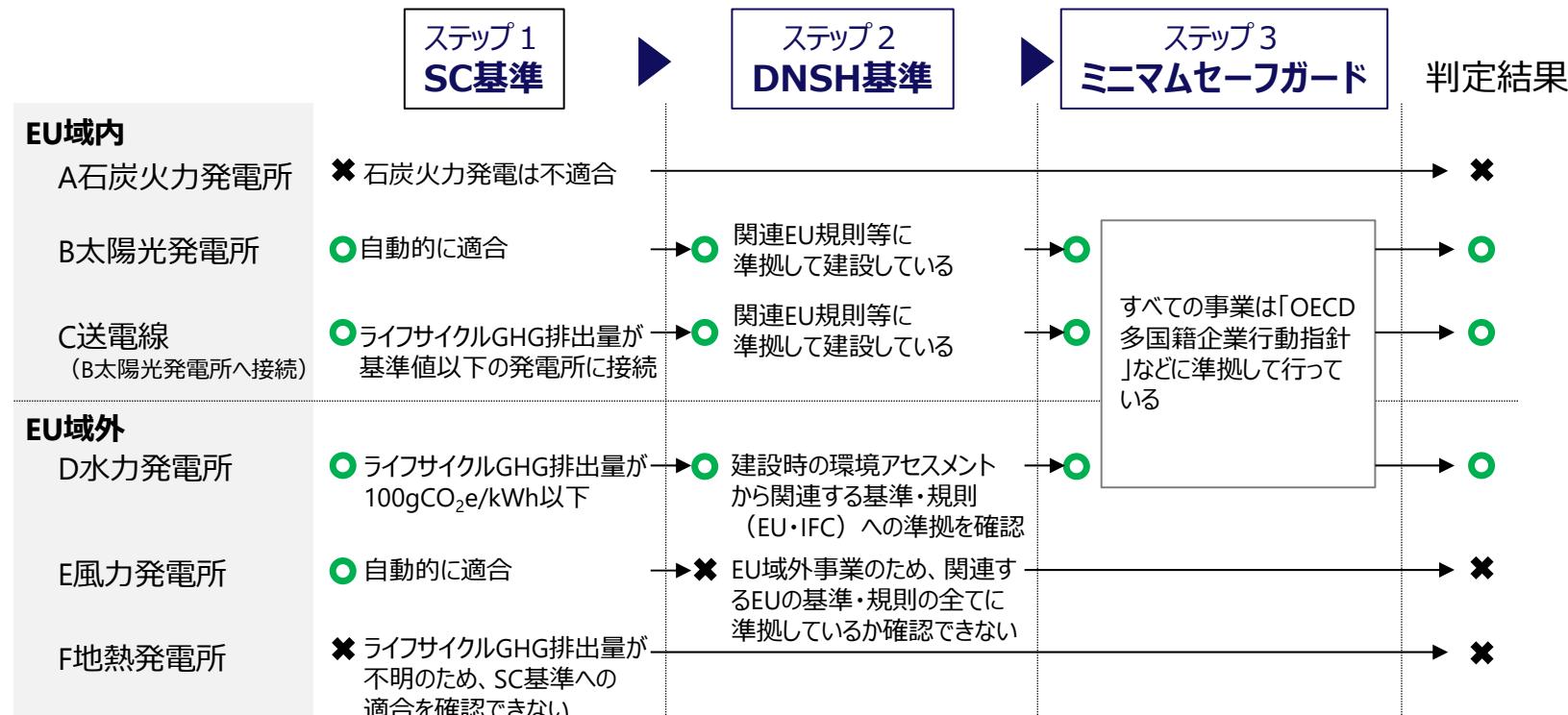
スクリーニング基準と同様、EU理事会及び欧州議会による異議申し立ての期間は4  
か月（最大6か月）

## 非財務情報開示に関する基準の概要

開示の主体	開示の内容
<b>非金融業の 企業</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 売上に占める、タクソノミー適合の製品・サービスの割合</li><li>・ 費用（資本的支出および運営費）に占める以下の割合<ul style="list-style-type: none"><li>- タクソノミー適合の資産に関する費用</li><li>- タクソノミー適合の経済活動を拡大するための支出計画（5年以内）</li><li>- 特定の活動の低炭素化・排出削減を目的とした、タクソノミー適合の製品・サービス等の購入に 関する費用</li></ul></li><li>・ 環境目的ごとの内訳や、過渡的な活動と可能にする活動の内訳も開示</li></ul>
<b>金融機関</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 投融資や保険料等収入に占める、タクソノミーに適合する経済活動の割合</li><li>・ 環境目的ごとの内訳や、過渡的な活動と可能にする活動の内訳も開示</li></ul>

# 「環境的に持続可能な経済活動」の判定

タクソノミー規則に基づく情報開示のためには、事業ポートフォリオを個別の経済活動に分解した上で、それについてスクリーニング基準とミニマムセーフガードへの適合を判定し、合算する必要がある



架空の電力会社を例とした、スクリーニング基準およびミニマムセーフガードへの適合判定のフロー

# (参考) スクリーニング基準への適合

個々の経済活動について、特定の環境目的に関するSC基準と、他の5つの環境目的に関するDNSH基準の双方への適合を判定する必要がある

## スクリーニング基準の例（水力発電、気候変動の緩和）

環境目的	スクリーニング基準（気候変動の緩和はSC基準、その他はDNSH基準）
気候変動の緩和	ライフサイクルGHG排出量が100 gCO <sub>2</sub> e/kWh未満 (貯水地面積あたりの設備容量が5 W/m <sup>2</sup> 以上のものはライフサイクル排出量を推定しなくともよい)
気候変動への適応	気候変動の物理的リスクに関する評価を実施
水資源	指令2000/60/ECに準じて影響評価、緩和・代償措置等を実施
循環経済	なし
汚染防止	なし
生態系	指令2011/92/EUに準拠した環境影響評価を実施し、適切な緩和・代償措置を実施する 生物多様性重要地域では、関連指令等に基づく影響評価および管理計画を策定・実施

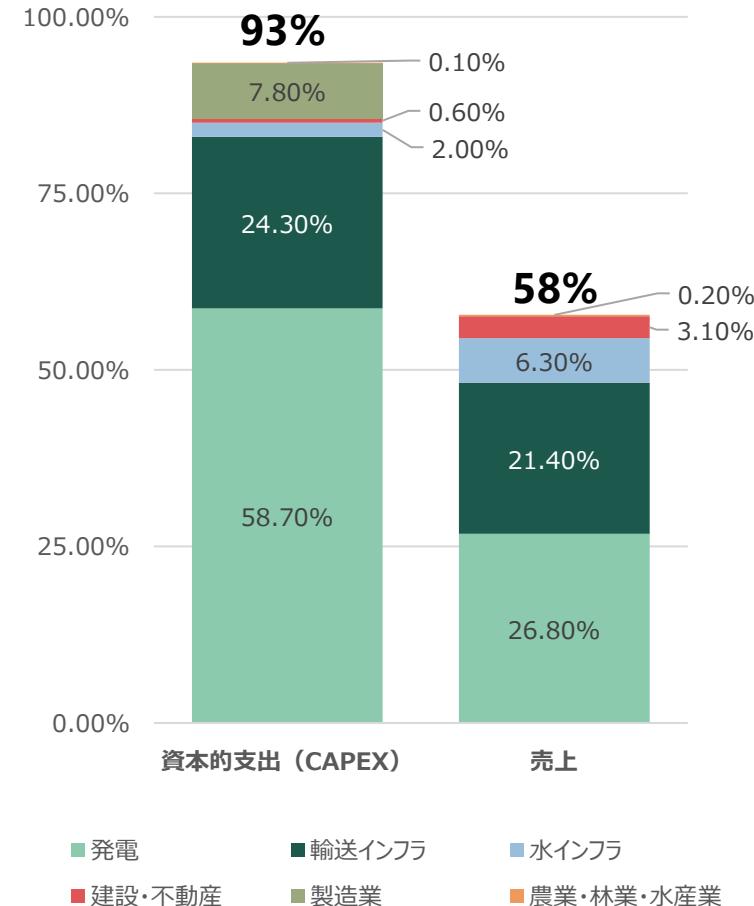
# (参考) 企業による情報開示の例

## Acciona (スペイン)

Accionaはスペインに本拠地を置き、EU内外で再エネ発電と輸送や水インフラの建設・運営を行う企業

2019年に公表されたTEG中間報告を基に、事業ポートフォリオのタクソノミー適合の割合を分析・開示

資本的支出 (CAPEX) の**93%**、売上の**58%**が環境的に持続可能な経済活動と判定された



Acciona社の資本的支出 (CAPEX)・売上に占める  
環境的に持続可能な経済活動の割合と内訳  
(同社資料を基に作成)

Decoding the EU Taxonomy: Acciona Case Study

<https://mediacdn.accionad.com/media/3592146/accion-a-case-study-eu-taxonomy-leaflet-may-2020.pdf>

## 4. 今後の見通し

# 主なタイムライン

規則では、欧州委員会がスクリーニング基準等を定める時期や、レビューの時期が決められている（第8条、第10～15条、第25条）

EU規則2020/852で定められている主なタイムライン（注：実際の策定時期とは異なる）

## スクリーニング基準／情報開示の規制基準

2020年12月31日 スクリーニング基準 (気候変動の緩和／適応) \*1

2021年 6月 1日 情報開示の規制基準 (指令2013/34)

情報開示の規制基準案 (規則2019/2088、気候変動の緩和／適応) \*2

2021年12月31日 スクリーニング基準 (他の環境目的) \*3

2022年 6月 1日 情報開示の規制基準案 (規則2019/2088、他の環境目的) \*2

\*1 2022年1月1日から適用

\*2 欧州監督当局（ESAs）が欧州委員会に対して提出（欧州委員会による採択の時期は定められていない）

\*3 2023年1月1日から適用

## レビュー（第26条）

2021年12月31日 規則のスコープの拡大に関する報告書 \*4

2022年 7月13日 規則の実施状況に関する報告書 \*4 \*5

\*4 欧州委員会が公表

\*5 以後、3年ごとに実施

# 考え得る展開

## タクソノミーの範囲の拡大

本規則第26条により、欧州委員会は、2021年末までに「規則のスコープの拡大」に関する報告書の提出が求められ、これには「環境目的を著しく阻害する (significantly harm) 経済活動」に関する情報が盛り込まれる。本規則では「環境的に持続可能な経済活動の基準」を定めたが、さらに「持続可能ではない経済活動の基準」の策定に繋がっていく可能性がある。

## 公的部門での活用

欧州委員会は、EUタクソノミーについて、公的部門での活用の可能性を度々示唆している（例：欧州グリーンディール投資計画）。

新設された復興基金Next Generation EUでは、タクソノミー規則のうちDNSH原則を参照し、各国が策定する復興計画（これに基づいてEUから資金を割当）がこれらの原則を満たすことを要求している。